

## 「障害年金」を知っていますか？

障がいのある人が要件を満たしている場合は、国民年金・厚生年金保険の障害基礎年金や障害厚生年金を受けることができます。(要件…①年金制度加入中などに初診日がある ②一定の障がいの状態にある③保険料納付要件を満たしている)

障害基礎年金の年金支給額(平成27年度)は、1級障害が975,100円、2級障害が780,100円です。障害厚生年金の年金額は、厚生年金期間加入中の報酬額と加入期間で算出されます。また、配偶者や子どもがいるときは、これらの金額に一定額が加算される場合があります。障害年金を受けるには、本人または家族による年金の請求手続きが必要です。

☎ 市民課国保年金係 ☎85-5503  
久留米年金事務所 ☎0942-33-6215

### 【ご注意ください！】

「障害者手帳の障害等級」と「国民年金・厚生年金保険障害等級」は、判断基準が異なるため、手帳の交付を受けても障害年金は受けられないことがあります。詳しくは相談してください。

相談の際は、左にある要件のほか、障がいの状態や病歴なども確認しますので、基礎年金番号が分かるものや障がいの状態に関する資料を準備して問合せください。

## 生活困窮者自立支援事業を行っています

### ①自立相談支援事業 (利用無料)

生活困窮者の自立に向けた相談支援や就労支援を実施します。

**支援対象** 市内に在住の方で、経済的に困っている人(生活保護を受給している人は対象外です。)

**支援内容** ▶相談を受けて抱える課題を把握し、個人の状況に応じて支援プランを作成(支援プランの作成を希望しない場合でも、気軽にご相談ください。)▶支援プランに基づき、生活の安定や就労促進など自立に向けた支援を実施

### ②住居確保給付金

離職などで住居を失い(または失うおそれが高く)、生活に困窮している人へ家賃相当分の住居確保給付金を支給します。

**支給対象** ①離職などで住居を失ったまたはそのおそれが高く、生活に困窮している人②申請日において65歳未満であって、離職などの日から2年以内である人③離職などの日において、世帯の生計を主として維持していた人④ハローワークに求職の申し込みをしている人⑤国の雇用施策による給付などを受けていない人⑥暴力団員でない人

**支給要件** ①収入要件(申請月の世帯収入合計額が、基準額に家賃額を合算した額以下であること)

②資産要件(申請時の世帯の預貯金合計額が、基

準額の6か月分以下であること。ただし100万円を超えない額とする。)

**基準額** 市町村民税均等割が非課税となる収入額の12分の1

世帯人数	基準額	4人	175,000円
1人	78,000円	5人	209,000円
2人	115,000円	6人	242,000円
3人	140,000円	7人	275,000円

**受給期間中の就職活動要件** ①月4回以上、自立相談支援機関の相談支援員などによる面接を受けること②月2回以上、ハローワークでの職業相談などを受けること③原則、週1回以上、求人先への応募などを行うこと

**支給期間** 原則3か月間。ただし、一定の要件を満たす場合、3か月を限度に2回まで延長できる。(最長9か月間)

**支給額** 賃貸住宅の家賃額(上限は住宅扶助基準額)

**支給方法** 原則、賃貸住宅の貸主等の口座へ振込み

### 問い合わせ先

市福祉事務所 生活困窮者自立支援相談窓口  
Tel.85-5507

### 相談時間

平日9時～17時(土・日・祝、年末年始を除く)

## 20歳になったら「国民年金」に加入を

国民年金は20歳以上、60歳未満の日本国内に居住するすべての人に加入が法律で義務づけられています。  
※厚生年金・共済組合加入者(第2号被保険者)は、20歳になっても加入手続きは不要です。

### 加入手続き

20歳誕生月の前月に日本年金機構から送付される「国民年金資格取得届」を住所地の市(区)町村役場に提出してください。厚生年金加入者・共済組合加入者に扶養されている配偶者は、配偶者の勤務先で手続きをしてください。※年金手帳は就職や保険料納付の確認、年金受取などに必要です。大切に保管しましょう。

### 保険料の納付

国民年金保険料納付書が届きます。保険料は金融機関、郵便局、コンビニなどで納付できます。

### 保険料納付の猶予・免除

保険料を納めることが困難な場合には「学生納付特例制度」や「若年者納付猶予制度」、「保険料免除制度」があります。納付の猶予・免除を受けるためには、必ず申請が必要です。

●「学生納付特例制度」…学生で、本人の前年所得が一定額以下の場合

●「若年者納付猶予制度」…30歳未満の人で、本人と配偶者の前年所得が一定額以下の場合

●「保険料免除制度」…本人、配偶者、世帯主いずれも前年所得が一定額以下の場合

※申請を行わず、保険料が未納となっていると、万一のとき、障害年金などが受け取れなくなります。

審査には3か月ほどかかるため、免除申請をしている人にも納付書などが届くことがあります。

☎ 市民課国保年金係 ☎85-5503 / 久留米年金事務所 ☎0942-33-6206

## 第10回特別弔慰金をご存じですか？

戦後70周年に当たり、日本の平和と繁栄の礎となった戦没者などの尊い犠牲に改めて弔慰の意を表するため、遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給します。第10回特別弔慰金では、一層の弔慰の意を表するため、償還額を年5万円に増額し、5年ごとに国債を交付します。

### 支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

### 請求期限

平成30年4月2日

※請求期限を過ぎると弔慰金をうけることができなくなります。

※申請には個人番号の記入が必要です。個人番号カードをお持ちいただくか、通知カードと本人確認書類をお持ちください。

### 請求・問い合わせ先

市福祉事務所福祉係 Tel.85-5532

### 支給対象者

戦没者などの死亡当時の遺族で、基準日(平成27年4月1日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位の遺族ひとりに支給。

(1) 基準日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人

(2) 戦没者などの子

(3) 戦没者などの①父母②孫③祖母④兄弟姉妹  
※戦没者などの死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

(4) 上記(1)から(3)以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪など)※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります。